平成１８年８月３０日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

平成１７年(ワ)第８９０１号損害賠償等請求事件

（口頭弁論終結の日　平成１８年７月１１日）

判　　決

[redacted]

原　　告

同訴訟代理人弁護士　荒　井　哲　朗

同　　國　吉　朋　子

同　　髙　畠　希　之

同訴訟復代理人弁護士　金　坂　　翠

[redacted]

被　　告　破産者株式会社サンワ・トラスト

破産管財人

同訴訟代理人弁護士

主　　文

１　原告が破産者株式会社サンワ・トラストに対する不法行為に基づく損害賠償債権として２８５０万５０５７円の破産債権を有することを確定する。

２　訴訟費用は，被告の負担とする。

事　実　及　び　理　由

第１　請求

主文同旨

第２　事案の概要

１　本件は，原告が，通貨証拠金取引をした株式会社サンワ・トラストに対する不法行為に基づく損害賠償請求権について，同会社が倒産したため，被告に対

し，破産債権の確定を求めた事案である。

2　争いのない事実等(証拠等を掲記しない事実は当事者間に争いがない。)

(1) 原告は，昭和２６年　月　日生まれの主婦である。

株式会社サンワ・トラスト（以下「サンワ・トラスト」という。）は，為替証拠金取引に基づく外国為替取引業務などを登記上の目的とする株式会社であった。

丹羽　　（以下「丹羽」という。）は，サンワ・トラストの代表取締役であったものであり，藤田　　（以下「藤田」という。）及び岡田　　（以下「岡田」という。）は，サンワ・トラストの取締役であった。

(2) 原告は，平成１６年４月２２日，サンワ・トラストとの間で，「通貨証拠金取引」基本契約を締結し，同日以降，通貨証拠金取引（以下，原告とサンワ・トラストとの間の取引全体を「本件取引」という。）を行った。

(3) 平成１６年７月１４日付けの別紙通貨証拠金取引報告書１（甲５，以下「本件報告書１」という。）及び同年８月３日付けの同報告書２（甲６，以下「本件報告書２」という。）には，預り（金）残高として２６１０万円，建玉欄に同年５月１３日に買い２００枚，同月１７日に買い１００枚，同月２５日に買い３５枚，同年６月３日に買い１００枚の記載があり，全建玉の値洗損益合計額は，本件報告書１には損失１６０９万１５００円，本件報告書２には損失８７４万円の記載がある（甲５，６）。

(4) 平成１６年８月６日付けの別紙通貨証拠金取引報告書３（甲３の２枚目，以下「本件報告書３」という。）には，上記４つの建玉のほか，同年７月１２日に売り７００枚の記載（以下「本件問題取引」という。）があり，同取引の売買損益とスワップ金利合計が損失２７８２万５０００円，上記(3)の４つの建玉の売買損益合計が損失５３４万７０００円，スワップ金利合計が９４万３３５０円，同年８月６日の仕切の手数料が１１３万５０００円，同日付け損益が損失３３３６万３６５０円，預り金２６１０万円で不足する損失が７

２６万３６５０円と計算できる内容が記載されている。

また，同年８月６日付けの別紙通貨証拠金取引報告書４（甲３の１枚目，以下「本件報告書４」という。）には，余剰資金として１３０５万円の記載がある。

(5) 原告は，平成１６年１０月４日，サンワ・トラストとの間で，サンワ・トラストが原告に対して８００万円支払い，原告とサンワ・トラストとの間に今後一切債権債務が存在しないこととする旨の記載がある「和解合意書」と題する書面（以下「本件合意書」といい，同合意書に基づく合意を「本件合意」という。）に署名押印し，サンワ・トラストは，同日，原告に対し，８００万円を支払った。

(6) サンワ・トラストは，平成１７年１０月２０日に破産宣告を受け（当庁平成１７年(フ)第１９３２２号），被告が破産管財人に選任された。

(7) 原告は，不法行為に基づく損害賠償債権２８２１万１３５０円及びこれに対する平成１７年８月６日から平成１７年１０月２０日までの民法所定の年５分の割合による遅延損害金２９万３７０７円合計２８５０万５０５７円の破産債権の届出をした。

これに対し，被告は，平成１８年５月１５日の債権調査期日において，上記届出債権に異議を述べた。

３　争点及び争点についての当事者の主張

(1) サンワ・トラストの不法行為責任の成否

(原告)

ア　原告は，本件取引当初，サンワ・トラストと岡田を通じて連絡をとっていたが，平成１６年７月ころから，藤田が担当者となった。

原告は，同年８月５日ないし６日，本件取引を終了しようと考え，藤田に対し，その旨申し入れたところ，藤田は，これを了承した。原告は，同月６日，藤田に電話を掛けて本件取引の終了による清算金額を確認しよう

としたところ，藤田から，同年７月１２日に売り建てた７００枚（本件問題取引）が値洗い損となっており，ほとんど返金することができないと告げられた。

しかし，原告は，同日に売り玉を建てたことはなく，本件問題取引の後の作成日付けである同月１４日付けの本件報告書１及び同年８月３日付けの本件報告書２には，いずれも本件問題取引の記載がなく，本件問題取引の日とされる同年７月１２日において，原告がサンワ・トラストに対し７００枚の取引に必要な証拠金４２００万円を預託していないことなどに照らせば，本件問題取引は，藤田らにおいて，原告に対する金銭の返還を免れようとするため，事後的に後付したものである。

サンワ・トラストは，本件問題取引を含めた本件取引全体でも，本件報告書３の損失７２６万３６５０円と本件報告書４の余剰資金１３０５万円の差額である５７８万６３５０円の精算金が残っていたと説明していたため，原告は，同額の支払を求めた。そして，原告は，藤田の求めに応じて本件合意書に署名押印し，同年１０月４日，サンワ・トラストから８００万円の支払を受けた。サンワ・トラストによれば，８００万円と精算金５７８万６３５０円との差額２２１万３６５０円は和解金であるとのことであった。

イ　藤田らは，サンワ・トラストの取引が破綻必至の取引であることを認識しながら，顧客である原告からの金銭を受領し続け，その必然的結果として，藤田は，原告に対し返還すべき金員について取引の後付という違法な行為を行い，岡田は，同違法行為に加担し，丹羽は同違法行為を認容したものであって，藤田らは，共同不法行為に基づく責任を負うところ，サンワ・トラストは，固有の不法行為責任ないし藤田らの使用者としての不法行為責任を負う。

ウ　よって，原告は，被告に対し，固有の不法行為又は使用者責任に基づき，

本件問題取引の売買損失とスワップ金利の合計損失２７８２万５０００円からサンワ・トラストから受領した８００万円と受領すべき精算金５７８万６３５０円の差額２２１万３６５０円を控除した２５６１万１３５０円及び弁護士費用２６０万円の合計２８２１万１３５０円並びにこれに対する不法行為の後である平成１７年８月６日から同年１０月２０日まで民法所定年５分の割合による遅延損害金２９万３７０７円総合計２８５０万５０５７円の債権の確定を求める。

（被告）

平成１６年７月１２日に２２００万円を超える値洗い損が出ていたため，原告の了解のもとに，本件問題取引が行われたものである。その際，原告の預託状況，経済状況，その後の為替の動きに関する見通しなどにかんがみ，新たな証拠金の預託は受けなかった。本件報告書１及び２に本件問題取引の記載がないのは，単なる入力ミスである。

なお，サンワ・トラストに保管されている入出金台帳によれば，原告から受領した金員から返還した金員を控除した残金は，２２１０万３０００円である。

(2) 本件合意の効力

（被告）

原告は，平成１６年８月６日，サンワ・トラストに対し，本件取引の終了を申し入れたので，サンワ・トラストは，同日をもって本件取引を終了し，原告の確定利益は，５７８万６３５０円となった。しかし，同額の返還では原告が納得しなかったため，本件取引によってサンワ・トラストが取得した手数料２５０万５０００円のうちの２２１万３６５０円をサンワ・トラストが返還することとして合計８００万円を返還することで，サンワ・トラストと原告との間で他に債権債務なしとすることに原告が合意し，同年１０月４日，本件合意書を作成して本件合意をするとともに，サンワ・トラストは，

原告に対し，８００万円を支払った。

（原告）

サンワ・トラストらは，原告が本件取引の終了を申し出たために，本件問題取引を，金銭を領得するために後付で作出したもので，その違法性は極めて高いものであること，原告は，平成１６年８月５日に本件取引の終了を申し出たにもかかわらず，約２カ月にわたって，サンワ・トラストが返還義務を負うことに当時から争いがなかった精算金５７８万６３５０円の返還さえ受けられず，本件合意書に署名しなければ同精算金さえ返還が受けられない状態に置かれたこと，精算金に上乗せされた２２１万３６５０円が本件問題取引によって作出された損失に比較して少額であることなどからすれば，本件合意は，本件取引に関する関係をすべて終了させるに足りる和解合意とはいえないし，原告において，サンワ・トラストに法的責任がないものと誤信して本件合意に及んだものであるから，本件合意は，意思表示に錯誤があって無効であり，仮にそうでないとしても，公序良俗に反し無効である。

第３　当裁判所の判断

１　事実関係

争いのない事実等，証拠（甲２から６まで，１０，１４から１６まで，乙１の１・２，２，４から６まで）及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

(1) 原告は，昭和２６年生まれの女性であり，夫が交通事故の保険金として受け取った５０００万円程度の預金を保有し，そのほか，夫の労災保険金により，一家の生計を立てていたが，平成１０年ころから，勧誘されて，外国債券，投資信託，先物取引を行い，サンワ・トラスト以外の３社との間で外国為替証拠金取引を行っていた。

(2) 原告は，平成１６年４月中旬ころ，サンワ・トラストから電話勧誘を受け，岡田が担当者となって，サンワ・トラストとの間で外国為替証拠金取引を開

始した。

原告は，岡田の勧めに従い，同月２３日に１４００万円，同月２８日に５００万円，同月３０日に３６０万円の合計２２６０万円をサンワ・トラストに預託し，岡田の勧めに従って，アメリカドル，ユーロ，オーストラリアドルの取引を続けていた。

一方，原告は，サンワ・トラストに対し，本件取引による利益金の出金を求め，同年５月１０日に３０３万４０００円の支払を受けた。

原告は，岡田の勧誘に従い，同年５月２５日，１８４０万円をサンワ・トラストに預託し，取引を継続していた。

サンワ・トラストの担当者は，同年７月ころ，岡田から藤田に交代した。

(3) 原告は，平成１６年８月，サンワ・トラストとの取引をこれ以上継続しても利益が出ないと判断し，同月５日ないし６日ころ，藤田に対し，サンワ・トラストとの取引をすべて終了する旨の手仕舞い指示をすべく，指し値ですべての建玉を売るよう指示した。

(4) 原告は，平成１６年８月６日，藤田に対し，指し値での売却ができたかどうか確認したところ，藤田が指し値での売却ができた旨伝えたので，藤田に対し，精算金の入金を指示した。これに対し，藤田は，「７月１２日にドルが暴落したので，売りが入っています。」と言い，ほとんど返金することができない旨説明したので，原告は，藤田に対し，同日の売り建玉については聞いていない旨述べて抗議した。

サンワ・トラストが，原告に対して同年７月１４日ころ送付した同日付けの本件報告書１及び同年８月３日ころに送付した同日付けの本件報告書２には，預り(金)残高として２６１０万円，建玉欄に同年５月１３日に買い２００枚，同月１７日に買い１００枚，同月２５日に買い３５枚，同年６月３日に買い１００枚の記載があり，全建玉の値洗損益合計額は，本件報告書１には損失１６０９万１５００円，本件報告書２には損失８７４万円の記載があ

るが，いずれにも本件問題取引の記載はない。

他方，サンワ・トラストが，原告に対し，原告の手仕舞い指示の後である同年８月９日ころに送付した同月６日付けの本件報告書３には，上記４つの建玉のほか，同年７月１２日に売り７００枚の本件問題取引の記載があり，同取引の売買損益とスワップ金利合計が損失２７８２万５０００円，上記４つの建玉の売買損益合計が損失５３４万７０００円，スワップ金利合計が９４万３３５０円，同年８月６日の仕切の手数料が１１３万５０００円，同日付け損益が損失３３３６万３６５０円，預り金２６１０万円で不足する損失が７２６万３６５０円と計算できる内容が記載されているほか，本件報告書４には余剰資金１３０５万円の記載がある。

原告は，藤田に対し，精算金の有無を尋ね，サンワ・トラストの計算によっても，本件報告書４の余剰資金１３０５万円と本件報告書３の損失７２６万３６５０円の差額である５７８万６３５０円の精算金があることを知り，岡田及び藤田に対し，何度も催促の電話を掛けて，少なくとも同額の精算金の即時返還を求めたが，岡田及び藤田は，社長に相談しているなどと言辞を弄してこれに応じなかった。

(5) 原告は，平成１６年９月ころ，森　　弁護士に対し，本件問題取引が無断取引であるとしてサンワ・トラストとの交渉について相談したが，同弁護士は，サンワ・トラストからの回収が現実的には難しいのではないかと告げて受任しなかった。

(6) 原告は，平成１６年９月末ころ，サンワ・トラスト側から，精算金は返還するが一筆書いてもらうのでサンワ・トラストの事務所に来るように求められた。

原告は，一筆書いてもらうと言われたことにつき，上記森弁護士に相談したところ，同弁護士から，一筆書かない限り精算金の返還を受けられないことを確認するように言われた。そこで，原告は，岡田及び藤田に電話を掛け，

一筆書かないと精算金の返還を受けられないのかを確認したところ，両名とも，一筆書かないと返還しないと述べた。

原告は，同年１０月４日，サンワ・トラストの事務所を訪れて藤田と会った。藤田は，原告に対し，本件合意書を差し出し，本件合意書に署名押印するよう求め，原告は，精算金等を受け取るために，本件合意書に署名押印させられ，サンワ・トラストは，同日，原告に対し，８００万円を支払った。

(7) 原告は，平成１６年１０月から１１月ころ，別の弁護士にサンワ・トラストとの交渉を依頼したが，交渉は進捗しなかった。

(8) 原告は，平成１７年２月，原告訴訟代理人弁護士に，サンワ・トラストとの間で本件問題取引が無効であることを前提とした交渉を依頼し，同年５月９日，当裁判所に対し，本件訴訟を提起した。

2　サンワ・トラストの不法行為責任の成否について

原告は，サンワ・トラストに藤田らの不法行為についての使用者責任が成立する旨主張するが，そのうちの重要な点は，藤田が，取引の後付という違法な行為を行い，岡田は，同違法行為に加担し，丹羽は同違法行為を認容して，原告に対し返還すべき金員について領得したという主張である。

この点について，被告は，本件問題取引が現実に行われたもので，本件報告書１及び２に本件問題取引の記載がないのは，単なる入力ミスにすぎない旨主張する。

しかし，入力ミスという主張自体が，被告の主張を裏付ける証拠の信用性を減殺する要因となり得ること，原告は，藤田から平成１６年７月１２日付けでされたという７００枚の売り建玉（本件問題取引）があると告げられた際，直ちに同取引をしていない旨述べて抗議していること，本件問題取引の際，原告がサンワ・トラストに対し７００枚の取引に必要な証拠金４２００万円を預託していないこと，原告が，岡田及び藤田に対し，本件問題取引があると仮定した場合の精算金５７８万６３５０円の支払を請求したのに対し，同人は，これ

に応じようとせず，原告が本件合意書に署名押印した後，同精算金に２２１万３６５０円の和解金と称する金員を上乗せして支払っていることなどの諸事情を考慮すると，藤田は，原告から同年８月５日に手仕舞いの指示を受けて，真実は行われていなかった７００枚の売り建玉（本件問題取引）を，実際に取引したかのように装って原告に告げたもので，被告岡田も，このことを認識していたと認めるのが相当である。

被告は，本件問題取引の際に原告から証拠金の預託を求めなかったことにつき，当時の原告の預託状況，経済状況，その後の為替の動きに関する見通しなどにかんがみて新たな証拠金の預託を受けなかったと主張する。

しかし，サンワ・トラストのような取引業者が，証拠金の預託を受けることなく取引をすること自体が不合理であって，被告の上記主張を採用することはできない。

前記認定事実及び上記の検討結果によれば，本件問題取引は，原告の手仕舞い指示後に，藤田によって作出された架空の取引であるというべきであり，岡田は，本件問題取引が架空であることを知りながら，藤田とともに，和解に合意しなければ精算金の支払を拒否するという方法で原告に本件合意をさせて，本件問題取引の売買損失とスワップ金利の合計損失２７８２万５０００円からサンワ・トラストから受領した８００万円と受領すべき精算金５７８万６３５０円の差額２２１万３６５０円を控除した２５６１万１３５０円を領得したのであるから，岡田及び藤田には，本件問題取引によって生じた損害について，共同不法行為が成立するところ，岡田及び藤田の行為は，サンワ・トラストの事業の執行につきされたものであることは明らかであるから，サンワ・トラストは，その使用者として，原告の被った損害を賠償すべき義務があるというべきである。

被告は，サンワ・トラストに保管されている入出金台帳によれば，原告から受領した金員から返還した金員を控除した残金は，２２１０万３０００円であ

る旨主張し，丙１を援用するが，同台帳は，原告とサンワ・トラストとの取引経過を記載したものでなく，単に，入出金の数字のみを記載したものにすぎないから，上記認定判断を左右するものではない。

なお，弁護士費用は，本件の事案の内容等諸般の事情を考慮すれば，２６０万円が相当である。

３　本件合意の効力について

本件問題取引は，藤田によって作出された架空のものであること，原告は，平成１６年８月５日ないし６日に本件取引の終了を申し出ていたにもかかわらず，約２か月にわたって争いのない精算金の返還さえ受けられず，また，本件合意書に署名しなければ，同精算金の返還が受けられないと岡田及び藤田から言い渡されていたこと，精算金に上乗せされた２２１万３６５０円が本件問題取引によって作出された損失額に比較してかなり少額であることなどからすれば，被告藤田において，架空である本件問題取引を作出した上で，岡田及び藤田において，和解に合意しなければ精算金の支払を拒否するという方法で，強いて原告に本件合意をさせたものであり，原告は，本件合意書に署名押印しなければ精算金の支払が受けられないと申し渡された状況で，本件合意書に署名押印させられたものであるから，原告には，サンワ・トラストとの間に一切債権債務が存在しないという内容の清算条項を容認する内心的効果意思がなかったというべきであり，岡田及び藤田は，そのような原告の意思を認識していたか，少なくとも，認識し得たと認めるのが相当である（原告の本件合意の効力に関する事実主張には，上記認定事実に対応する事実主張が含まれていると解される。）。したがって，本件合意は，本件取引に関する原告とサンワ・トラスト間の債権債務関係をすべて清算させる旨の合意という点においては，無効というべきである。

さらに観点を変えれば，岡田及び藤田によって，夫が交通事故の保険金として受け取った５０００万円程度の預金のうちのかなりの額を本件取引につぎ込

まされ，被告藤田において，架空である本件問題取引を作出した上で，岡田及び藤田において，和解に合意しなければ精算金の支払を拒否するという方法で，強いて原告に本件合意をさせ，それによって，サンワ・トラストのいう和解金という名称で返還を受けた金額が本件問題取引によって作出された損失額に比較してかなり少額であることなどの諸事情を考慮すれば，本件合意をもって，原告のサンワ・トラストに対する不法行為に基づく損害賠償請求権が消滅したと主張することは，権利の濫用に該当するというべきである。

したがって，原告は，本件合意の存在にかかわらず，サンワ・トラストに対し，損害賠償請求することができるというべきである。

4　破産債権について

前示のとおり，サンワ・トラストが，平成１７年１０月２０日に破産宣告を受けた後，原告は，不法行為に基づく損害賠償請求債権２８２１万１３５０円及びこれに対する平成１７年８月６日から平成１７年１０月２０日までの民法所定の年５分の割合による遅延損害金２９万３７０７円合計２８５０万５０５７円について破産債権の届出をしたものであるところ，サンワ・トラストに対し，前示のとおり，同額の不法行為に基づく損害賠償請求権等を有するのであるから，上記破産債権を有するというべきである。

5　結語

よって，原告の本件請求は，理由があるから，これを認容することとし，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第５部

裁　判　官　　長　　秀　之

甲第 5 号証

（別紙）　　通貨証拠金取引報告書１

〒[redacted]

様

株式会社サンワトラスト
〒103－0013
東京都中央区日本橋人形1－9－2
富士ビル3F
TEL:(03)3666－8801
FAX:(03)3666－8868

日付：2004/07/14
顧客番号：1345
本日引値：109.23

通貨証拠金取引報告書

毎度お引き立てに預かり有難うございます。下記の通り取引きが整いましたのでご報告いたします。

入出金明細

日付	通貨	入金(現金)	出金(現金)	入庫(代用)	出庫(代用)	代用	現金
					合計	0	0

お取引明細

日付	通貨	売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利額	手数料率	手数料(円)
							合計		0

仕切り明細

日付	通貨	売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利＊日数	SP金利合計	売買損益
							売買損益計	0	0

残[illegible]

日付	通貨	売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利額	評価レート	本日円評価額	値洗い損益
2004/05/13	ドル/円		200	113.89	2004/09	227,780,000	6,000	109.23	218,460,000	−9,320,000
2004/05/17	ドル/円		100	113.40	2004/12	113,400,000	3,000	109.23	109,230,000	−4,170,000
2004/05/25	ドル/円		35	112.52	2004/12	39,382,000	1,050	109.23	38,230,500	−1,151,500
2004/06/03	ドル/円		100	110.68	2004/12	110,680,000	3,000	109.23	109,230,000	−1,450,000
合計		0	435							−16,091,500

預り代用

代用コード	銘柄名	数量	単価	評価率	評価金額
					0

[illegible]座状況表

入出金	0		
売買損益	0		
SP金利合計	0		
手数料	0		
預り残高	26,100,000	現金	26,100,000
当日損益	0	代用	0
		帳尻	0
値洗	−16,091,500		
必要証拠金	26,100,000		
追加証拠金	13,050,000	61.6 %	
余剰資金	−13,050,000		

株式会社 サンワトラスト

（別紙）　　通貨証拠金取引報告書２　　甲第 6 号証

〒[redacted]

様

株式会社サンワトラスト
〒103－0013
東京都中央区日本橋人形町1-9-2
冨士ビル3F
TEL:(03)3666－8801
FAX:(03)3666－8868

日付: 2004/08/03
顧客番号: 1345
本日引値: 110.92

通貨証拠金取引報告書

毎度お引き立てに預かり有難うございます。下記の通り取引きが整いましたのでご報告いたします。

入出金明細

日付	通貨	入金(現金)	出金(現金)	入庫(代用)	出庫(代用)	代用	現金
					合計	0	0

お取引明細

日付	通貨	売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利額	手数料率	手数料(円)
							合計		0

仕切り明細

日付	通貨	売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利＊日数	SP金利合計	売買損益
							売買損益計	0	0

残玉

日付	通貨	売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利額	評価レート	本日円評価額	値洗い損益
2004/05/13	ドル/円		200	113.89	2004/09	227,780,000	6,000	110.92	221,840,000	−5,940,000
2004/05/17	ドル/円		100	113.40	2004/12	113,400,000	3,000	110.92	110,920,000	−2,480,000
2004/05/25	ドル/円		35	112.52	2004/12	39,382,000	1,050	110.92	38,822,000	−560,000
2004/06/03	ドル/円		100	110.68	2004/12	110,680,000	3,000	110.92	110,920,000	+240,000
合計		0	435							−8,740,000

預り代用

代用コード	銘柄名	数量	単価	評価率	評価金額
					0

座状況表

入出金	0		
売買損益	0		
SP金利合計	0		
手数料	0		
預り残高	26,100,000	現金	26,100,000
当日損益	0	代用	0
		帳尻	0
値洗	−8,740,000		
必要証拠金	26,100,000		
追加証拠金	0	33.4 %	
余剰資金	0		

株式会社 サンワトラスト

（別紙）　　通貨証拠金取引報告書３

〒[redacted]
[redacted]

様

株式会社サンドトラスト
〒103－0013
東京都中央区日本橋人形町1-9-2
富士ビル3F
TEL:(03)3666－8801
FAX:(03)3666－8868

日付: 2004/08/06
顧客番号: 1345
本日引値: 111.62

通貨証拠金取引報告書

毎度お引き立てに預かり有難うございます。下記の通り取引きが整いましたのでご報告いたします。

入出金明細

日付	通貨	入金(現金)	出金(現金)	入庫(代用)	出庫(代用)	代用	現金
					合計	0	0

お取引明細

日付	通貨	売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利額	手数料率	手数料(円)
20 08/06	ドル/円	235		111.70	2004/12	262,495,000		1,000	−235,000
2004/08/06	ドル/円	200		111.70	2004/09	223,400,000		1,000	−200,000
2004/08/06	ドル/円		700	111.62	2004/12	781,340,000		1,000	−700,000
						合計			−1,135,000

仕切り明細

日付	通貨	売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利＊日数	SP金利合計	売買損益
2004/05/17	ドル/円		100	113.40	2004/12	113,400,000			
2004/08/06	ドル/円	100		111.70		111,700,000	3000*75	225,000	−1,700,000
2004/05/25	ドル/円		35	112.52	2004/12	39,382,000			
2004/08/06	ドル/円	35		111.70		39,095,000	1050*67	70,350	−287,000
2004/06/03	ドル/円		100	110.68	2004/12	110,680,000			
2004/08/06	ドル/円	100		111.70		111,700,000	3000*58	174,000	+1,020,000
2004/05/13	ドル/円		200	113.89	2004/09	227,780,000			
2004/08/06	ドル/円	200		111.70		223,400,000	6000*79	474,000	−4,380,000
2004/07/12	ドル/円	700		107.74	2004/12	754,180,000			
2004/08/06	ドル/円		700	111.62		781,340,000	−35000*19	−665,000	−27,160,000
						売買損益計		278,350	−32,507,000

残り明細

日付	通貨	売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利額	評価レート	本日円評価額	値洗い損益
合計		0	0							0

預り代用

代用コード	銘柄名	数量	単価	評価率	評価金額
					0

口座状況表

入出金	0		
売買損益	−32,507,000		
SP金利合計	278,350		
手数料	−1,135,000		
預り残高	26,100,000	現金	26,100,000
当日損益	−33,363,650	代用	0
		帳尻	−33,363,650
値洗	0		
必要証拠金	0		
追加証拠金	0		
余剰資金	−7,263,650		

（別紙）　　通貨証拠金取引報告書４

甲第３号証

〒[redacted]

様

株式会社サンワトラスト
〒103－0013
東京都中央区日本橋大形町1-9-2
富士ビル3F
TEL:(03)3666－8801
FAX:(03)3666－8868

日付：2004/08/06
顧客番号：1345
本日引値：134.63

通貨証拠金取引報告書

毎度お引き立てに預かり有難うございます。下記の通り取引きが整いましたのでご報告いたします。

入出金明細

日付	通貨	入金(現金)	出金(現金)	入庫(代用)	出庫(代用)	代用	現金
					合計	0	0

お取引明細

日付	通貨	売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利額	手数料率	手数料(円)
							合計		0

仕切り明細

日付	通貨	売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利＊日数	SP金利合計	売買損益
							売買損益計	0	0

残玉

日付	通貨	売付	買付	価格	限月	円価額	SP金利額	評価レート	本日円評価額	値洗い損益
合計		0	0							0

預り代用

代用コード	銘柄名	数量	単価	評価率	評価金額
					0

口座状況表

入出金	0		
売買損益	0		
SP金利合計	0		
手数料	0		
預り残高	12,492,000	現金	12,492,000
当日損益	0	代用	0
		帳尻	558,000
値洗	0		
必要証拠金	0		
追加証拠金	0		
余剰資金	13,050,000		

株式会社 サンワトラスト

これは正本である。

平成１８年８月３０日

東京地方裁判所民事第５部
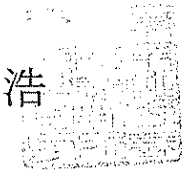
裁判所書記官　伊　藤　正　浩